



浦臼町子育て世代包括支援センターがオープンします!

開設時間 月～金曜日
8:30～17:15
(祝日、年末年始は除く)

浦臼町では、平成30年4月から「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に開設します。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目のない支援を目指します。

例えば こんなときは ご相談ください

妊娠期

- ・初めての妊娠でわからないことばかり
- ・同じ妊婦さんと話をしたい
- ・お産が怖い
- ・上の子との接し方がわからない
- ・体重が増えすぎた
- ・腰が痛い など

産後から子育て期

- ・赤ちゃんの抱き方がわからない
- ・赤ちゃんの体重が増えているか心配
- ・おっぱいが足りているか心配、泣いてばかりいる
- ・離乳食の作り方やすすめ方がわからない
- ・なんだかツライ ・イライラする
- ・何もする気にならない ・眠れない など

子育て世代包括支援センターがすること

<妊娠期>

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に保健師などがすべての妊婦さんと個室でお話し、体調の確認や不安なことがあれば、解消できるようにさせていただきます。その後も、電話や来所による相談や訪問などで対応をします。お気軽にご相談ください。

<出産後>

今まで通り、赤ちゃんが生まれましたら、全てのご家庭に保健師が訪問させていただき、赤ちゃんと産婦さんの健康状態の確認をさせていただきます。その後もご希望に応じて、電話や訪問などで支援します。里帰り出産の方で、訪問を希望される方がいましたら、ご相談ください。

<子育て期>

子育て世代包括支援センターを利用できるのは、18歳までの方とその保護者です。

社会福祉士、臨床心理士によるしつけ・育児相談や発達相談などを実施します。育児相談の日程は以下のとおりですが、保健師栄養士は常時滞在していますので、不安や心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。

4月から始まる事業

子どもと一緒に家の中に閉じこもって、モヤモヤ・イライラしていませんか？

- ① 専門家による育児相談が隔月1回から毎月1回に変わります。
 - ・5/15、7/17、9/18、11/20、1/15、3/19いずれも火曜日は、13時から16時
 - ・4/11、6/6、8/8、10/31、12/12、2/27いずれも水曜日は、9時30分から12時30分
- ② エクササイズインストラクターによる「親子ビクス」～保健センターホールで月1回実施します。子どもと一緒に体を動かして、ストレス発散しませんか。
 - ・4/6（金）、5/10（木）、6/7（木）、7/5（木）、8/2（木）、9/6（木）、10/4（木）、11/2（金）、12/7（金）、1/11（金）、2/7（木）、3/7（木）
 - 9時30分から11時30分



買物は町内商店で買いましょう!!

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて～

①保険料について

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度 57万円	▶	平成30年度 62万円
----------------	---	----------------

◆保険料の計算方法（平成30年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円) ×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※平成30年度の保険料につきましては、7月に通知します。

元気にあいさつをしましょう!!

②高額療養費などの制度について

■高額療養費の限度額が見直しされます

●高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。
【平成30年7月まで】

区 分		1か月の自己負担限度額(※1)	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600円	※2 (44,400円) ※3
一般		14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額-267,000円) × 0.01 + 80,100円です。

【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額(※1)	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% (140,100円) ※3	※3 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。
	課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (44,400円) ※3	
一般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※3 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■食事療養標準負担額の金額が見直しされました

●療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額(食事代)に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

区 分		【平成30年3月まで】
現役並み所得・一般		1食につき360円
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき260円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	90日までの入院 1食につき210円
	区分Ⅰ	90日を超える入院 1食につき160円
		1食につき100円

【平成30年4月から】	
1食につき460円	
1食につき260円	
1食につき210円	
1食につき160円	
1食につき100円	

■生活療養標準負担額(居住費部分)の金額が見直しされました

●療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

区 分		【平成30年3月まで】
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)		1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)		1日につき200円
指定難病患者		1日につき0円
老齢福祉年金受給者		1日につき0円

【平成30年4月から】	
1日につき370円	
1日につき370円	
1日につき0円	
1日につき0円	

■高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

●高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分	現行	平成30年8月～	
		課税所得690万円以上	課税所得380万円以上
現役並み所得者	67万円	212万円	141万円
		【課税所得145万円以上】67万円(改正なし)	
一般	56万円	56万円(改正なし)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(改正なし)	
	区分Ⅰ	19万円(改正なし)	

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
電話011-290-5601

役場くらし応援課住民係
電話68-2112

振り込めサギには十分注意しましょう!